

# 令和2年度 墜落災害防止強調月間

冬季：12月1日から31日まで

令和2年10月末時点の墜落による死亡者数は、前年同期比2倍の6人と急増しています。また、現在、三重県下では「労災死亡事故多発緊急事態宣言」が発令されています。12月は「墜落災害防止強調月間」です。このチェックリストを活用して、作業場所の墜落によるリスクの低減を図るとともに、墜落災害防止の取り組みを推進し、墜落災害をなくしましょう。

## 1 足場、屋根等からの墜落・転落災害を防止しましょう。

足場等からの墜落災害は、墜落防止措置の不備、労働者の不安全行動や無理な姿勢による作業、床材や手すり等の緊結不備により発生しています。本年において、2階作業床の開口部からの墜落による死亡災害が発生しています。

足場には、法令に基づき、手すり、中さん等を設置してください。  
足場には、「より安全な措置」に基づき、上さんや幅木などを設置してください。  
作業床の端、開口部には、囲い、手すり、覆い等を設置してください。  
フルハーネス型安全帯等の高さに応じた墜落制止用器具を使用してください。  
必要に応じて、墜落制止用器具を使用するための親綱を設置してください。  
床材、手すりなどの点検、補修を行ってください。  
作業手順を周知してください。  
新規入場者教育など必要な安全衛生教育を行ってください。

がない項目についても、現場の状況等に応じて措置を講じてください。は未実施の場合、法令に抵触することがあります。

## 2 はしご、脚立や階段からの墜落・転落災害を防止してください。

はしご、脚立や階段における災害は、移動中の足の滑り・踏み外しにより発生しています。その他、はしご脚部の滑り、脚立上においてバランスを崩すことによる災害も発生しています。はしごや脚立の使用の前に、床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討しましょう。

移動中、足元の確認を徹底させ、踏み外しを防止してください。  
はしごの上部・下部の固定状況を確認してください。  
(固定できない場合は、他の人がはしごを支えてください。)  
はしごの上端を上端床から60cm以上突出させてください。  
はしごの立て掛け角度を75度程度確保してください。  
はしご、脚立から身体を乗り出さないように作業をしてください。  
はしご、脚立の昇降時に手に荷物を持たずに昇降してください。  
脚立の天板に乗って作業をしないでください。

がない項目についても、現場の状況等に応じて措置を講じてください。は未実施の場合、法令に抵触することがあります。



### 3 荷役作業時における墜落・転落災害を防止しましょう。

荷役作業の災害は、荷台作業中の足の滑り、つまづき、体勢を崩すことや、降車時のステップの踏み外し等により発生しています。本年において荷台の上からの墜落による死亡災害が発生しています。

雨天時等滑りやすい状態で作業を行う場合には耐滑性の靴を使用してください。作業を行う前に作業場所や周辺の床・地面の凹凸などの確認、整理整頓を行ってください。

トラックの荷台や荷の上での作業及び移動はできるだけ避け、地上での作業や地上を移動することを検討してください。

やむを得ず荷台や荷の上で作業をする際は、荷台端部付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしないようにしてください。

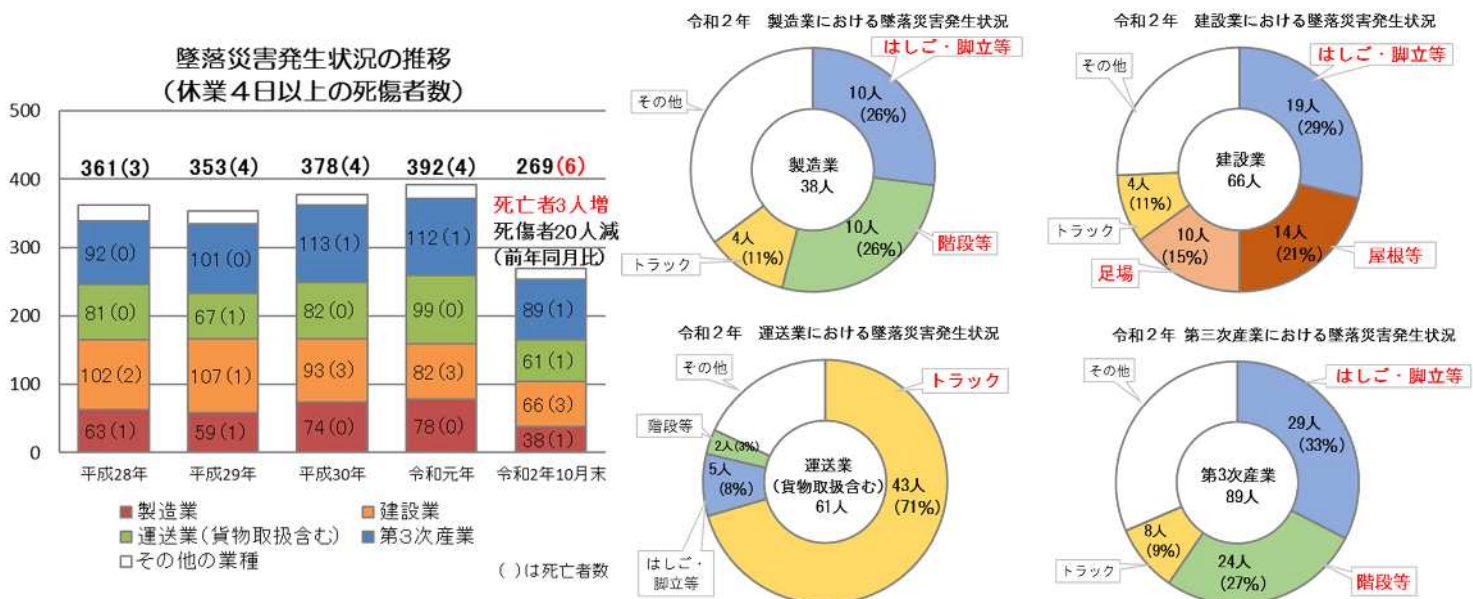
2 m以上の高所作業では安全な作業床を設置してください。  
(作業床の設置が困難な時は安全ネットの設置又は安全帯を使用してください。)

床面と荷台との昇降について安全に昇降できる設備を設置してください。

墜落時保護用のヘルメットを着用してください。



☑がない項目についても、現場の状況等に応じて措置を講じてください。は未実施の場合、法令に抵触することがあります。



#### 令和2年10月末における墜落による死亡災害発生状況

発生日	業種	被災者の職種・年齢	災害発生状況
令和2年1月	その他の建設業	検査工・50代	ダクト工事現場において、ステージの柵を乗り越え、L型鋼に掛け渡されていた石膏ボードに乗ったところ、石膏ボードが割れ、約4m下の地上に墜落した。
令和2年3月	その他の建設業	とび工・10代	水管橋歩廊上において、足場解体後の資材を一輪車を用いて運搬作業中、前方で別の輪車を押していた作業者を追い越そうと歩廊の手すりを乗り越えて、歩廊外にある水管橋の横桁を移動しようとしたところ、バランスを崩し、約13m下の地上に墜落した。
令和2年8月	一般貨物自動車運送業	運転手・60代	被災者は粉粒体運搬車のタンクに飼料を投入する作業中、高さ2.8mのタンク上部からコンクリート地面に墜落した。
令和2年8月	産業廃棄物処理業	作業員・60代	被災者は、破砕機の横に設置した高さ3.5mの足場上から、パレットに積み上げられた木製板を破砕機に投入していたところ、破砕機の中に転落した。
令和2年9月	機械修理業	点検工・50代	被災者は、ラッチアームバケットの点検作業中、高さ6メートルのバケット上から墜落した。
令和2年10月	その他の土木工事業	型枠大工・60代	被災者は、床上操作式クレーンを用いて、倉庫1階から2階に型枠を片付ける作業中、2階床面にある開口部から3.67メートル下の1階床面に墜落した。

# 令和2年7月度墜落災害防止強調月間における実施結果

1 実施期間 令和2年7月1日から令和2年7月31日

## 2 監督指導等の結果

(1) 対象 三重県内の274事業場(うち建設業は194事業場)

(2) 指導状況

ア 文書指導を実施したもの

205事業場(75%) (うち建設業は156事業場(80%))

イ 法違反事業場数

132事業場(48%) (うち建設業は107事業場(55%))

ウ 墜落転落災害防止に係る指導を実施したもの

133事業場(49%) (うち建設業は103事業場(53%))

(ア) 足場、屋根等からの墜落転落災害防止に係る指導を実施したもの

89事業場(33%) (うち建設業は83事業場(43%))

(イ) はしご、脚立及び階段からの墜落転落災害防止に係る指導を実施したもの

101事業場(37%) (うち建設業は73事業場(38%))

(ウ) 荷役作業時における墜落転落災害防止に係る指導を実施したもの

29事業場(11%) (うち建設業は21事業場(11%))

(3) 主な違反内容

ア 高さが2メートル以上の足場に手すり等を設置していない。

イ 高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等に手すり等を設置していない。

ウ 作業場に通ずる場所等に安全な通路を設置していない。

(4) 主な指導内容

ア 脚立の天板の上に乗って作業をしないこと。

イ はしご、脚立の昇降時に手に荷物を持たずに昇降すること。

ウ 脚立を使用中、足元の確認を徹底させ、踏み外しを防止すること。

エ 作業を行う前に作業場所の周辺の床、地面などの凹凸などの確認、整理整頓を行うこと。

オ トラックの荷台や荷の上での作業及び移動はできるだけ避け、地上での作業や移動することを検討すること。

(5) 好事例

ア 足場の入口に扉を設け、使用時以外は立入禁止措置を講じていたもの。

イ 「安全带トレーニングゲート」と呼ばれる単管で組まれたゲートを事務所前に設置し、朝礼時に墜落制止用器具のフックを単管に掛けて作動状況を確認していたもの。

ウ 足場の採光のため、足場の一部に半透明の防音パネルを設置していたもの。

## 3 集団指導の結果

集団指導においてリーフレットにより墜落転落災害防止に係る周知を実施したもの

15回(207事業場)

#### 4 窓口指導の結果

各労働基準監督署の窓口における労働者死傷病報告及び労働安全衛生法第 88 条に基づく計画届受理時に、リーフレットにより墜落転落災害防止に係る周知を実施したもの

179 事業場

#### 5 発注機関等に対する取組結果

建設工事関係者連絡会議において墜落転落災害防止に係る取組を依頼したものの  
発注機関 86 機関 関係団体 24 団体

#### 6 令和 2 年 7 月における墜落転落災害発生状況（令和 2 年 10 月末速報値）

死亡者数は 0 人であった。（前年同月 0 人）

休業 4 日以上の死傷者数は 26 人となっている。（前年同月 27 人）

業種別では、道路貨物運送業 8 人、建設業 7 人、社会福祉施設 3 人の順となっている。

墜落転落災害の発生場所は、トラックの荷台が 6 人、足場及び屋根が 3 人、脚立が 3 人、階段が 3 人となっている。

#### 7 課題

足場及び作業床の端等に手すりが設置されていない等、基本的な墜落防止措置が講じられていない実態が認められ、足場、屋根、脚立、階段及びトラックの荷台からの墜落転落災害が多発していることから、引き続き、墜落転落災害の撲滅に向けた取組を継続する必要がある。